自動継続特約

自動継続特約を申し出た場合、翌年度以降は組合がお送りする 変更届出書で毎年加入内容をご確認いただき、変更する場合は、 その申出が必要になります。

特に確認 項目

- ●被覆材を張り替えていないか
- ●被覆期間に変わりはないか
- ●附帯施設の新設や買替はないか

こんなときは共済金は支払われません。……

- 〇損害発生の通知を怠った場合や、故意または重大な過失 〇盗難またはいたずら 〇自然消耗
- ○損害額が選択した支払開始損害額に満たないとき
- ○施設内農作物が収穫された後の管理されていないビニールの損害
- ○組合の確認前に修復や補修、撤去がされて、損害が特定できない場合
- 〇未被覆期間で異動通知がなく、被覆していたために被害となった特定園芸施設の損害(風害、水害等)

こんな場合はすぐにNOSAIにご連絡を!!

〇本体、被覆材、附帯施設に被害を受けた場合 〇被覆予定期間に変更があった場合

○ハウスの解体、増築・改築を行った場合

※損害発生の通知がない場合は、共済金の一部又は全額お支払いが出来ない場合があります。

- ※緊急的に修理を要する場合はその旨もお知らせください。また、被害を受けたビニールなどは保管しておいてください。
- ※事故日が異なった事故については別計算になります。
- ※被覆予定期間の異動通知があった場合は、2週間以内に共済掛金を変更します。

Q&A

- 台風シーズンの7月~11月だけ短期で加入したいのですが、可能ですか?
- ⚠ 被覆・未被覆に関わらず、加入期間は1年間ですので、被害が予想される時期のみの加入はできません。
- ◎ 被覆材だけの加入や附帯施設だけの加入は可能ですか?
- ⚠ 園芸施設共済は、被覆材と施設本体をハウス一体として引き受ける制度ですので、別々に加入することが できません。附帯施設についても、ハウスの加入を前提としていますので、附帯施設のみの加入はできません。
- 事故の有無で掛金に差はありますか?
- ⚠ 無事故の場合は標準掛金率よりも掛金率が下がります。ただし、事故に遭った場合は掛金率が大幅に上がる 場合があります。
- 集団加入による共済掛金の割引制度があると聞いたのですが?
- ⚠ 出荷団体(生産部会)等とNOSAIが、集団加入受付及び施設の補強・保守管理に取り組むことについて協定を 締結することにより、掛金等が安くなります。(各種要件あり)

園芸施設共済で施設本体・附帯施設の補償、収入保険で施設内農作物の補償をおすすめします。

詳しいお問い合わせ・お申込みは、最寄りの農業共済組合各支所へご連絡ください

● 筑前福岡支所 〒812-0063 福岡市東区原田4丁目20-12

TEL(092)624-2211 FAX(092)624-2210

● 筑後川流域支所 〒838-0065 朝倉市一木906-10 TEL(0946)22-3645 FAX(0946)24-1231

筑 後 支 所 〒833-0035 筑後市大字古島451-1 TEL(0942)53-0361 FAX(0942)53-0365

● 筑 豊 支 所 〒820-0111 飯塚市有安958-38 TEL(0948)83-1007 FAX(0948)83-1135

● 京築北九州支所 〒824-0031 行橋市西宮市5丁目1-5 TEL(0930)22-0867 FAX(0930)22-0881

■ 遠賀中間出張所 〒811-4303 遠賀郡遠賀町大字今古賀603-1 TEL(093)293-0113 FAX(093)293-0035

豊家を国と一緒にサポート



補償対象となる災害(共済事故)











そのほかの自然災害(地震や噴火等)や爆発、車両の衝突、航空機の墜落による損害も補償します。

加入要件

福岡県にお住いの農家でガラス室や パイプハウスで1アール以上栽培

補償期間

毎月5日、15日、25日のいずれかから1年間 ・補償期間内は全損になるまで何回でも補償 (1事故ごとに修復したものに限る)



補償対象と補償金額

園芸用ハウスの補償に加えて、ご希望のオプションをつけることができます。

基本の補償

所有するすべての **園芸用ハウス**

(ハウス本体+被覆材)

ただし、次のハウスは加入棟 から外すことができます。

- 耐用年数の2.5倍を超える ハウス
- 他保険の補償のあるハウス

オプションの補償

附帯施設

施設内農作物の栽培に使用されて いるすべてのもの (加温機、自動巻き上げ機、循環扇、 2重カーテンなど)

撤去費用

本体に損害を受けたハウスの撤去・ 処分に要する費用(被覆材は対象外)

復旧費用

ハウスや附帯施設の復旧に要する費用 (被覆材は対象外。附帯施設の復旧費用 補償は、オプションで附帯施設の補償を付 けたときに限ります)

施設内農作物

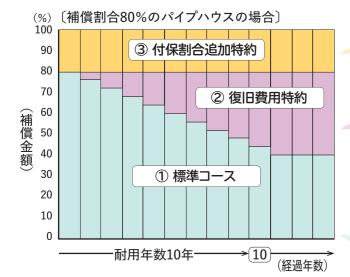
市場価格での補償ではなく農作物 生産費として算出した価格の補償

復旧費用、撤去費用は棟ごとにつけることができます。

補償金額=時価額×補償割合 (補償割合は棟ごとに 40%から 80%で選択できます)

※補償金額は、被災した際にお支払いする共済金の最高額です。時価額は、棟ごとに 本体骨材の種類及び設置年数、設置面積、被覆材の種類をもとに計算します。

特約の追加で新築時の資産価値まで補償



③ 付保割合追加特約

補償割合(付保割合)80%を選択した場合、時価額の 10%又は20%の補償を追加可能

② 復旧費用特約

時価部分と復旧費用特約分を合わせると新築時の80%ま で補償(計画書に基づき復旧した場合に支払われます) 復旧完了の通知時に、復旧に要した経費の請求書及び内 訳明細書等の提出が必要(復旧完了の通知は、特別な場 合を除いて罹災日より1年以内です。1年以内に復旧され ないと支払いできない場合があります)

① 標準コース

耐用年数経過後も再建築価額の最大40%まで補償

支払対象となる基準の金額を選択できます(小損害不填補)

小さな損害を補償から除くことで掛金を安くできます。

1万円超(特約)

損害額

掛 金等 標準コースの3万円よりも さらに少額の被害にも対応

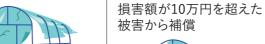


101%

少額の追加掛金で補償 の拡充が可能!

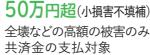
3万円超(または共済価額の5%)※標準コース

被覆物が破れただけと いった少額の被害から補償



100% *標準コース3万円の掛金 負担を100%とした場合

10万円超(小損害不填補)





63%

26%

·支払対象になれば、どの基準金額を選択していても支払共済金は変わりません。

の掛金部分比較

- ・小損害不填補特約については、20万円、100万円も選択できます。
- ・損害額は、時価損害額です。

共済掛金 (半分を国が負担)





掛金

国が負担する掛金は所有するすべての棟の補償額が1億6000万円まで



- ・未被覆期間がある方はより安くなります。
- ・共済掛金等は必要経費として税金の控除対象となります。
- ・鉄骨やパイプなど骨材の種類ごとに掛金率や補償額の 基礎となる標準価額を設定しています。
- ・特約の掛金は全額農家負担になります。

様々な補償をお選びいただけます

【加入例】 パイプハウスの場合

単棟1000㎡、パイプ径318mm、設置後10年以上経過、農PO 0.1mmを被覆1年未満経過 未被覆期間なし時価額約3.516,000円、新価額約6,381,000円



どんな補償で加入すれば いいだろう?

まずは、標準コースをご検討ください!



① 基本の補償*+ 補償割合80%

農家負担 掛金等 22,188円 ▶ 共済金 2,812,000円

損害額 3万円以下は対象外

22,384円(+196円というわずかな掛金の追加)で、ページ左下の1万円超(特約)をお付けできます。 特約部分の共済掛金の国庫負担はありません。



古いハウスでも十分な 補償がほしいんだけど・・・?

さらに復旧費用特約と付保割合追加特約を 付けると、最大で新築価額100%まで 補償します!



① 基本の補償 + 補償割合80% +

②復旧費用特約

43,600m ▶ 共済金 6,381,000円

損害額 1万円以下は対象外



大きな被害のときだけ 補償が欲しいんだけど、 掛金を安くできないかな?

小さな被害を補償範囲から外すことで、 掛金が大幅割引になります!



① 基本の補償 + 補償割合80% + 損害額10万円超(小損害不填補)

14,200円 ▶ 共済金 2,812,000円

損害額 10万円以下は対象外

*基本の補償とは、ハウス本体と被覆材の補償を指します

共済金の支払い

支払共済金=損害額×補償割合

- ・損害額は棟ごとにハウス本体、被覆材、附帯施設のそれぞれを算出します。
- ・付保割合追加特約を付加した場合は、共済金に損害額×付保割合追加特約の割合を加算します。
- ・復旧費用特約を付加した場合は、復旧完了後に復旧費用の損害額×補償割合を復旧費用の共済金としてお支払いします。